

## ■令和2年度第1回堺市地域福祉計画推進懇話会 意見要旨と対応について

書面送付日：令和3年2月4日付（堺長支第2352号）

締め切り日：令和3年2月19日（金）

案件：堺あったかぬくもりプラン4の進捗状況について

ご意見の件数：57件

番号	意見要旨	対応
1	<p>・地域には様々な課題があるので、包括的な相談支援は有用と考えます。</p> <p>・自助、互助、協助、公助のバランスが大事と考えます。（特に、自助・互助）</p>	<p>ご意見いただき、ありがとうございます。</p> <p>包括的な相談支援体制の整備に向けて、社会福祉法及び本計画に基づいて引き続き推進します。</p>
2	<p>・基本目標①重点施策[1] 包括的な相談支援体制の構築における重層的支援体制整備事業の多機関協働事業について、どのように検討を進める予定か、計画があれば教えていただきたい。</p>	<p>ご意見いただき、ありがとうございます。</p> <p>令和3年度において重層的支援体制整備事業への移行準備として国が示す事業を実施し、多機関協働事業の実施方法等について検討する予定です。また平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍活躍プラン」で示されているように、令和7（2025）年までに相談支援体制が展開できるよう検討を進めます。</p>
3	<p>・重点施策[3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援における、コロナ禍での活動再開に向けた地域への後押しをどうすればよいか。（コロナ禍における対応等のマニュアルはあると思うが、地域からの相談が地域包括に入ることもあるため）</p>	<p>堺市社会福祉協議会において作成している「地域活動再開の考え方」を参考に添付いたしますので、ご参照いただけますようお願いいたします。</p> <p>また、社会福祉協議会各区事務所にもご相談いただき、ともに取組を推進できれば幸いです。</p>
4	<p>・日常生活自立支援事業について、現在新規利用が滞っているように感じる。金銭管理にとどまらず、どのようにチームで支援していくかを検討する必要がある。（事業の啓発を含む）</p>	<p>本事業は、社会福祉協議会が実施主体として利用者との契約に基づき、認知症や精神障害等により日常生活を営むことに支障がある方に対し福祉サービスの利用に関する相談助言等を行う事業です。利用者の自己決定を支援し地域において自立した生活が送れるようにすることを目的としており、現在社会福祉協議会において本事業の適正な実施に向けた検討を重ねております。ご意見を踏まえ、社会福祉協議会と共有し利用者の権利擁護のため、チームでどのように支援していくか、その方法等について検討します。</p>
5	<p>・権利擁護サポートセンターが地域での連携強化に取り組まれており、同様に地域連携をめざす地域連携ネットワーク協議会については、特にその位置づけ、活動内容が重要であると考えます。単に「個別課題の検討」ということでは、同センターの活動との違いがそれほど明確でなく、新たに設立した同協議会の役割の明確化と、それを踏まえた活動が必要であると思います。そのためには同協議会には幅広く各種団体の参画を求め、権利擁護の観点から各種団体が積極的に連携するための土台作りやサポートが同協議会には求められるのではないかと考えます。</p>	<p>ご意見いただき、ありがとうございます。</p> <p>本計画54ページに記載のとおり、権利擁護サポートセンターは地域連携ネットワークの推進の中核機関であることから、同センターの活動と地域連携ネットワークの活動とが重複する部分があるという事はご理解いただけますよう、お願いします。ご意見を踏まえ、同センターと共有の上、今後の取組について検討をします。</p>

6	<p>・市民後見人の養成講座に関しては、コロナ禍に対応した取組を行った結果、受講者数の増加につながっており、良い取組であったと思います。この機会に、既存の枠組みにとらわれず、目的・目標を達成するために必要な見直しを進めていただければ幸いです。</p>	<p>市民後見人養成講座については、引き続きより良いものとなるよう検討や見直しを重ねていきます。</p>
7	<p>・「堺あったかぬくもりプラン4」の進捗状況について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響ためか、ほとんど進んでいないように思われる。</p>	<p>ご意見いただき、ありがとうございます。 ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に計画の重点施策3に位置づける「多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援」については困難さが生じたと受け止めています。ただし、資料にも記載のとおり、検討や推進できる部分については、積極的な取り組んできました。</p>
8	<p>・重点施策に着手するにあたり、初期計画の検討をすべき。本プランは6年間の長期の計画であり、初期計画が重要である。 ①具体的に取り組むテーマの選択と優先順位の決定 ②各テーマの具体化。(5W1H(いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように)を明確にする) ・限られた資源の中で取組を推進するには、上記2点の十分な検討が不可欠と考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、実施に向けてどのような段階を踏んでいくのかは課題と認識しています。特に包括的な相談支援体制の構築(重点重層的支援体制整備事業の実施)については、国(厚生労働省)からも実施計画の策定が求められる予定です。つきましては、今後、本懇話会においても実施計画についてのご意見をいただくことも考えていますので、よろしくお願いします。</p>
9	<p>・計画の進捗管理・評価は決められた手順で行うべきである。 ・計画に基づいて、実施し、評価し、改善する取組を繰り返し推進することが必要。 ・進捗状況については、テーマごとに、取組の実施内容だけでなく、プロセスや成果、課題などを含め確認すべき。 ・課題を解決するための方策を考え、着実に推進してほしい。</p>	<p>本計画5ページに記載のとおり、PDCAサイクルを活用しながら、取組について推進します。その過程において、本懇話会等の会議体で様々な方からご意見を賜りたいと考えていますので、引き続きよろしく申し上げます。</p>
10	<p>・関係機関との情報の共有について 本プランで取り組むテーマは、多くの組織の連携により実現できるものであり、関係者間で具体化された取組情報を共有することは大きな推進力となると考える。</p>	<p>さまざまな立場の人が、つながりを広げながら協働していくことが、本プランの取組の理念でもあることから、ご意見について承り、連携の体制構築について引き続き推進します。</p>
11	<p>・市民後見人の日常生活自立支援事業への参画について 堺市市民後見人養成講座の受講者数は開講時と比較して減少傾向にある。この要因のひとつとして、市民後見人としてバンク登録をしても、受任する機会が少なく、活躍の場がないことが考えられる。 当該提案が実現可能かどうかはわからないが、市民後見人の活躍の場を増やす取組について、検討してほしい。</p>	<p>ご指摘の点については、従前より課題と認識しており、養成講座を実施している権利擁護サポートセンターとも共有しています。市民後見人の受任機会については、以前に比べれば拡大していますが、市からだけでなく、家庭裁判所においても選任可能性のある案件がないかどうか検討いただきたい旨の投げかけをする等の取組を行っています。引き続き、検討していきます。</p>

12	<p>・災害時の避難行動要支援者一覧表登録者への支援について</p> <p>登録者数は平成30年度から倍増、要支援者の避難手段は車いす、担架が急増している。しかし、災害時、要支援者への支援についての取組が進んでいない。</p> <p>地域任せでなく、行政の関係部署が連携して、支援体制づくりを主導することが必要と考える。</p>	<p>現在一覧表については、自治連合会長、民生委員児童委員、校区福祉委員長、自主防災組織の長へ提供しており、活用に向けた4者での検討をお願いしているところであります。行政としても、情報提供や個別支援計画の策定を含め専門職職能団体との連携も検討していきたいと考えています。引き続き連携・協力いただきますようお願いいたします。</p>
13	<p>・立ち直りを支援する関係機関のネットワーク化について</p> <p>本年度、地方も国も新型コロナウイルス感染症への対応のために新たな業務が増えました。その一方で、いわゆる通常業務に関しては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を徹底しながら、可能な限り業務を継続していくことが求められました。</p> <p>刑事司法の入口から出口までのあらゆる段階における再犯防止推進に関する取組については、市民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、たとえコロナ禍においても停滞させるわけにはいきません。大阪刑務所におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じ、また、関係機関のご理解とご協力を得ながら、在所者の円滑な社会復帰に際して必要な支援を継続することとし、出所後の就労や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進、受刑者が社会内で専門的な指導等を受けることができるようにするための仮釈放の推進等に取り組みました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ネットワークの構築について関係機関との相談にとどまったという状況はやむを得ないかと思いますが、ネットワークの構築は、「就労支援の推進」、「住居確保のための支援の推進」、「福祉サービスの利用などへの支援の推進」、「薬物乱用の防止や依存症からの回復への支援」といった取組のより一層の推進に繋がります。</p> <p>ネットワークの構築について、コロナ禍の中でも対応の優先順位を上げていただき、市の主導のもと、推進していただきたい。</p>	<p>ご意見いただき、ありがとうございます。</p> <p>本ネットワークの構築については、国と地方との役割分担のもと適切になされていく必要があると認識しています。国の関係機関が多く存在することもあり、市が主導するだけでは上手くいかないのではないかと懸念もあります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下においても、大阪矯正管区や大阪保護観察所堺支部等と相談を行ってきましたので、引き続き、矯正施設の皆様との連携も図っていきたいと考えています。よろしくお願いたします。</p>
14	<p>地域においては、非常に感染症対策に気を遣っており、ディスコンや食事会などのような屋内で実施するものはすべて見送って、屋外でできる活動に限って実施している。</p>	<p>ご意見いただき、ありがとうございます。</p> <p>地域での活動状況についてご紹介いただきましたが、引き続き日常生活圏域コーディネーターとも連携を図りながら取組を検討します。</p>
15	<p>■資料1 スライド5ページ</p> <p>多機関協働事業について</p> <p>(ア) 重層的支援体制整備事業について、どういった事業が想定されていますでしょうか。また他府県、他市町村事例で先行事例はありますか。具体的なイメージをもちたいと思います。</p>	<p>ご意見いただき、ありがとうございます</p> <p>これまでいくつかの市町村において、モデル事業を実施した事例があり、国資料において例示されていますので、参考にご提示いたします。</p>

16	<p>(イ) 言葉からのイメージでいいますと、地域福祉の担い手では昨今はNPO・市民活動も多様に存在します。障がい福祉サービスや不登校児支援、放課後等デイサービスなど制度事業で活躍するNPO・市民活動がある一方、地域やテーマに特化した地域福祉を補完するNPO・市民活動も存在します。例えば、支援学校の教員グループによる不登校児のためのサッカースクール活動「TEAM プレイズ」さん。団地の空室を活用した惣菜屋&amp;見守り拠点「やまわけキッチン」、市役所地下食堂「森のキッチン」での障害者作業所による運営など、制度に基づく福祉施設も協働のパートナーになり得ると考えます。今後の、ご報告でそういったNPO・市民活動の動きの事例も掲載されますと、「『生活の困りごと』を見つけ、支援につなぎ解決する」基本目標1がより太い動きになると感じました。</p>	<p>ご意見を踏まえ、内容については社会福祉協議会とも共有し、アプローチ方法を検討するとともに引き続き包括的な相談支援体制の構築に向けて取組を推進します。</p>
17	<p>■資料1 スライド7ページ  (ア) 緊急小口資金及び総合支援資金の要件緩和に基づく相談数の拡大について。社協さんも他部署からの応援がはいるなど現場の工夫など大変だったと思います。コロナによる影響は1年を迎えようとするなかでの現場の課題、支援から見えてきた潜在的ニーズとなりうる生活課題などはみえたりしているのでしょうか。包括的な相談支援体制の構築や強化につながる視点があるのではないかと考えました。</p>	<p>緊急小口資金及び総合支援資金の特例対応や住居確保給付金については、制度が日々、要件緩和や運用変更されていく中、市・社会福祉協議会ともに追いかけていくことで精いっぱいであったように思います。様々な境遇にある方からの利用相談・申請があるところですが、自営業に従事される方が多いという印象があります。また、各制度の運用を進める中で、相談支援機関につながっていない方にどのようにアプローチしていくかが課題であると改めて認識しています。</p>
18	<p>■資料1 スライド8ページ  (ア) フレイル予防につながる「しゃべる機会」の提供など工夫、素晴らしい取組で、現場の大変さに感謝です。一方で、民生委員・児童委員1,100人が要支援者16,069人へ対応したと理解しました。  (イ) 現場や校区による濃淡はでなかったのでしょうか。またそのサポート体制はどのように組まれていたのでしょうか。</p>	<p>すべての校区で取組を実施していただき、課題を発見した場合は、民生委員児童委員の皆様の日頃の活動を通して連携を図っている地域包括支援センターや社会福祉協議会区事務所のサポートのもと、個別援助に取り組まれたと聞いています。</p>
19	<p>(ウ) 今後、予防接種がはじまる中で、コロナ解決の入り口に差し掛かっているとは思いますが、一般社会人には9月以降の予定で、今後も高齢者の外出自粛が継続する中で、対策はどのようにとられていますか。</p>	<p>各地域における福祉活動については、模索しながらではありますが、資料3でご紹介したとおり社会福祉協議会各区事務所のサポートのもと様々な対策をとりながら検討していただいています。</p>
20	<p>(エ) 地域にはNPO・市民活動団体、または地元の行きつけの方が来られる飲食店など潜在的な見守りを支える資源があると感じます。重層的支援体制整備事業の担い手が、制度に基づく支援以外の選択肢になるなど、本計画に基づく、今後の展望をお聞かせ下さい。</p>	<p>重層的支援体制整備事業は、社会福祉法106条の3に規定される「包括的な支援体制の整備」を具体的に実現するためのものとして同法106条の4に基づき実施するものです。本事業を実施するにあたっては、同法106条の5に基づき、適切かつ効果的に実施するための実施計画を策定するよう努め、同条第2項では様々な方からご意見をいただくこととされていますので、本市でも本懇話会の皆様からのご意見を賜りたく存じますので、引き続きよろしく申し上げます。  なお、国が示す「ニッポン一億総活躍プラン」においては、総合的な相談支援体制を令和7（2025）年を目途として全国展開するとされています。</p>

21	<p>■資料1 スライド9ページ</p> <p>(ア) 堺で協働を進めるためのソーシャルワーク研修について、本年度は延期とのこと残念です。講座の性質上、対面が適切だというご判断だとは思いますが。緊急事態宣言がいつでるか、いつ解除されるのかみえない中、計画には盛り込まれていないとしてもクラウドを活用した開催は計画されていますか。</p>	<p>オンラインでの開催も検討しましたが、対面での双方向のやりとりを中心としたプログラムを作成していただきましたので、今回は「延期」という形を選択しました。今後につきましては、ご意見を踏まえ内容や開催方法の検討を重ねていきます。</p> <p>なお、予定していたプログラムについては、参考に添付している案内チラシをご参照ください。</p>
22	<p>(イ) また、ソーシャルワーク研修は具体的にはどのような方が参加され、どのような声かけがされているのでしょうか。NPO・市民活動でも制度事業に関わる担い手もたくさんいます。ソーシャルワーカー間での協働加速のためにも、顔の見える関係につながるような開催はされているか気になっているの質問です。</p>	<p>本研修につきましては、平成30年度から実施しています。昨年度につきましては、高齢者福祉関係（地域包括支援センター等）や障害者福祉関係（障害者基幹相談支援センター）、行政（生活保護担当）、社会福祉協議会、児童関係、医療関係、教育関係の様々な分野からご参加をいただき、領域を超えて視野を広げる必要性の理解を共有し、チーム力の向上を目的として実施しました。当日の雰囲気を示すものとして参考にニュースレターを添付しますので、ご参照ください。</p>
23	<p>■資料1 スライド10ページ</p> <p>(ア) 事業を担う人材について、機関や施設をつないでいただいても、受入状況や対応できるキャパシティないなど、紙媒体だけの社会資源台帳は限界に来ていると思います。つなぎ先や空き状況などを共有する仕組みを官民で持つことで解決される問題もあると思います。また、事業を担う人材NPO・市民活動もその対象になるのでしょうか。制度にもとづく支援者もデータ化することの可能性はあると感じています。</p>	<p>ICTの活用については、本計画の中にも記載があるようにその可能性・必要性を含め検討を継続します。</p>
24	<p>(イ) 今後の課題について、個人情報の共有に関するルールについて質問です。現場に必要な解決のアプローチを行うためには機関や支援者間で横断的に情報共有を行わざるを得ないことは現場で意見が出ていると感じます。クラウドデータでベースの活用は検討されていますか。</p> <p>例) サイボウズ社kintone「南丹市、児童虐待防止の地域連携にkintoneを導入」  <a href="https://topics.cybozu.co.jp/news/2019/06/28-8468.html">https://topics.cybozu.co.jp/news/2019/06/28-8468.html</a></p>	<p>支援における情報共有は、本人同意が原則となりますが、各分野別法における守秘義務の範囲において共有されてきました。ただし、各分野を横断した共有のあり方については、生活困窮者自立支援法第9条第1項に「支援会議」が示され、今後どのように運用していくかが課題となっていますので、引き続き検討します。</p>
25	<p>■資料3 スライド19ページ後半</p> <p>(ア) 各地域においては、さまざまな工夫をしながら地域福祉活動に取り組まれており、日常生活圏コーディネーターが把握した好事例を社協内で共有しているとのことですが、事例の中にNPO・市民活動の言葉があまり出ていないことが気になります。また、本会議体には、どのような行政部署が関わっていますか。特に、協働指針の策定など協働事例を横断的に把握している市民協働課は参加していないのでしょうか。福祉と協働セッションが縦割りのように感じます。今後の計画はどのような予定でしょうか。</p>	<p>本会議体には対面での通常開催の場合は、事務局側に市民協働課も参画しています。また、庁内会議においては委員としての参画を求めています。本計画の作成主体が市（健康福祉局）と社会福祉協議会ということもあり、計画に基づく事例として資料3を記載しておりますが、各現場においては、さまざまなセッションが連携を図っていると認識しています。</p>

26	<p>■資料3 スライド20ページについて</p> <p>(ア) 有償やビジネスの視点を含めた活動について、すでに情報収集はされていらっしゃるでしょうか。</p>	<p>事例については、まだ多くありませんが、昨年度の本懇話会において高倉台で実施されている事例について委員からご紹介いただいたものがあります。</p> <p>また、その活動のあり方については、公益財団法人さわやか福祉財団が発行されている「いわゆる有償ボランティアのボランティア性」（2019年7月）等を基に研究をしています。</p>
27	<p>(イ) とくに、令和2年度はコロナの影響で福祉活動をどのようにすすめていくかが大きな課題をなっているとのご報告もありますが、本来、災害などいつでも福祉活動が中断する可能性のあるリスクを抱えていると感じます。その点について、福祉に係る取り組み、また市内、NPO・市民活動の事業実施状況等、情報収集、連携など柔軟に取り組むべきではないでしょうか。</p>	<p>平時の取組と災害時の取組とは、分けて検討することが多いですが、ご意見のとおり、それぞれが地続きであることを改めて認識しました。ご意見を踏まえ、各取組を検討・推進します。</p>
28	<p>■資料4 スライド21ページ</p> <p>(ア) 「地域連携ネットワーク協議会」とはどのような組織で、構成員はどうなっており、地域とはどこをさしているのでしょうか。重要な活動だと認識しますが、もう少し情報を得たいです。</p>	<p>各種専門職団体・関係機関の協力や連携強化を協議することにより、地域課題の検討・調整・解決などを行うことを目的として設置しています。</p> <p>従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、司法も含めた連携の仕組みを構築する必要があることから、市及び権利擁護サポートセンターの参加を基本とし、(1) 保健・医療・福祉関係者・機関、(2) 司法関係者・機関、(3) 学識経験を有する者で構成されています。</p> <p>また、本協議会における「地域」につきましては成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第12条第1項に基づき国が策定した成年後見制度利用促進計画（平成29年3月24日閣議決定）の内容を踏まえ、市全域を指すものと理解しております。</p>
29	<p>■資料4 スライド23ページ</p> <p>(ア) 権利擁護サポートセンターでの相談件数が令和2年は新規 291件、支援・対応回数5,722件、法律職受任件数60件とのことですが、291件が母数で、そのうちのべ5,722件対応し、場合によって60件対応ということでしょうか。</p>	<p>統計値については、説明が十分でなく申し訳ありません。</p> <p>支援・対応回数については、年度を超えて対応しているケースも含まれますので、ご意見のように必ずしも分母と分子の対象者がイコールとはなりません。</p> <p>また、権利擁護サポートセンターの機能として、必要に応じて弁護士や司法書士と連携して対応することがあります。対応状況を踏まえて検討した結果、弁護士や司法書士が債務整理や申立の支援のために法律職として受任した件数が60件となっています。</p>

30	<p>(イ) またその、法律職受任件数60件から16名の後見人が活動しているということでしょうか。または対応回数5,722件を16名でになっているということでしょうか。市民への負担が気になるので、質問をしています。</p>	<p>支援・対応回数5,722件については、権利擁護サポートセンター職員（3名）が対応したものであり、メールや電話での対応や訪問活動等のすべてを含んだ数値となっています。また、市民後見人の活動についても、同センター職員が支援を行っています。</p> <p>権利擁護サポートセンターにおける相談支援の体制については、従前から課題であると指摘いただいています。なお、市民後見人の活動については、参考に添付するパンフレットをご参照ください。</p>
31	<p>■資料4 スライド26ページ (ア) 親族後見人、法人後見人の促進といった中核機関にもとめられる機能を拡充させるため、権利擁護サポートセンターの体制の検討充実が必要になると考えていますとのことですが、大切な取組だと思います。しかし、「市民」のボランティアだけで支える制度で大丈夫なのか不安が残ります。</p>	<p>前項にも記載のとおり、権利擁護サポートセンターにおける相談支援の体制については、課題として認識しています。ただし、市民のボランティア活動である市民後見人活動については、市民がひとりで後見活動を担っている訳ではなく、同センターがサポートする形態をとっておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>
32	<p>(イ) 後見人制度の専門家ではないために、無知な質問にはなりますが、地域のボランティア団体やNPOなどで地域の見守りを行う団体はたくさんいます。例えば、遺贈寄附を生前に約束し、地域を支える団体もいますので、制度に基づく支援組織以外の取組の視野を広げるべきだと考えました。そういう団体が後見人を担うことでより、ニーズが満たされるならば、入り口としての「権利擁護サポートセンター」の拡充と、後見人を増やすための「出口」の設計が同時並行で重要かと考えます。広報啓発やセミナー以外で今後の展望をお聞かせ下さい。</p>	<p>後見人の選任自体は家庭裁判所の権限により実施していますが、本計画記載のとおりNPO等の法人が後見活動を行う例もありますので、専門職、市民、親族、法人等様々な主体と連携して推進していくこととなります。今後の展開については、権利擁護サポートセンターの体制検討と合わせて進めていくものと認識しています。</p>
33	<p>(ウ) また制度を知るためにはどのような場所、サイトで情報を得ることができるのでしょうか。</p>	<p>成年後見制度につきましては、 大阪家庭裁判所（後見支援センター） (<a href="https://www.courts.go.jp/osaka/saiban/l3/Vcms3_0000546.html">https://www.courts.go.jp/osaka/saiban/l3/Vcms3_0000546.html</a>) 堺市（権利を守るための取組） (<a href="https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/chii-kifukushi/kenriwomamoru/index.html">https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/chii-kifukushi/kenriwomamoru/index.html</a>) 堺市社会福祉協議会（権利擁護サポートセンター） (<a href="http://www.sakai-syakyo.net/kenriyugo/html/rule.html">http://www.sakai-syakyo.net/kenriyugo/html/rule.html</a>) の各サイトでそれぞれ情報を掲示しておりますので、ご参照ください。</p>

34	<p>■資料5 スライド27ページ</p> <p>(ア)「今年度についてはすべての校区において調査を実施することとなりました」との事なのですが、本計画で見えているプレーヤーが日常生活圏域コーディネーター20人、民生委員1,100人と認識した場合、避難行動要支援者一覧表登録者数20,414名（令和2年度速報値）の管理、また民生委員さんの負担やそのサポート体制など、どのようにフォローされるのでしょうか。また、ご高齢の民生委員さんもいらっしゃるなかで、本当に発災した場合の共助のボランティアが「避難行動要支援者一覧表登録者」を担うことが現実的なのか、計画へのリスク対応など必要なのではと考えます。</p>	<p>避難行動要支援者一覧表につきましては、民生委員児童委員に加え、自治連合会長、校区福祉委員長、自主防災組織の長に提供しています。現在は、活用に向けて、4者での話し合いをお願いしているところですが、今後はさらに、情報提供や個別支援計画の策定を含め専門職職能団体等との連携も検討します。</p>
35	<p>■資料5 スライド28ページ</p> <p>(ア)「福祉避難所の取組を継続的に実施しています」とのことなのですが、元来の小学校避難所の限界ゆえに、福祉避難所の確保をされていると思うのですが、現在どれくらいの施設が協定を結び、「避難行動要支援者一覧表登録者」のどれくらいをカバーできているのでしょうか。本質問は、堺市危機管理室の計画の範疇かもしれませんが、計画の進捗をおうかがいしたい。</p> <p>(イ)ただ広がり限界がある場合、ホテルとの福祉避難所提携、府営空き室の活用など視野を広げるひつようもあるかと考えます。</p>	<p>令和2年3月末時点において80か所の社会福祉施設等と協定を締結しています。ただし、福祉避難所については、一次避難所からの移送を前提としており、またその利用可能人数も限定的ですので、まずは小学校等において設置される一次避難所において、福祉的な対応が可能なスペース（福祉スペース）をどのように確保していくかを課題として、危機管理室等の関係課と相談・検討しています。</p>
36	<p>(ウ)また、堺市社会福祉協議会では、協働型災害支援ネットワークを構築されています。高齢者の福祉避難所の課題、障害者の福祉避難所の課題など、災害時のスペシャルニーズについて地域のNPO・市民活動団体との連携も事前に想定されるべきではないのでしょうか。</p> <p>(エ)直近の災害では大阪北部地震の際に、情報共有会議などを支える避難所支援部会、スペシャルニーズ検討部会などを立ち上げ、地域課題を洗い出す取組が行われましたが、発災後に対応したためにご苦労が多々あったようです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、社会福祉協議会とも情報共有の上、今後の取組を検討・推進します。</p>
37	<p>■資料5 スライド31ページ</p> <p>(ア)避難行動要支援者一覧表登録者数20,414名（令和2年度速報値）の管理について重複しますが、調査リストがそのまま地域福祉の現場におろされることを危惧します。リストが増えるほど、管理の手間だけでなく、発災時に見守る件数が倍になっていると見られます。担い手の高齢化を考えるに、仕組みとして地域のNPO、社会福祉法人など多様な担い手が参画できる仕組みが必要ではないのでしょうか。また参画の前に一覧表登録者数のトライアルルールも必要です。例えば、リストの中の独居か夫婦同居家で、独居を優先するなど、大きなリストの取り扱い優先順位づけなど仕組みの検討が必要ではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見いただきました内容は、個別支援計画をどのように作成していくかということに通じるものと考えます。ご意見を踏まえ、個別支援計画の作成に向け、その方法等を継続的に検討します。</p>



38	<p>■会議自体について</p> <p>(ア) 説明資料について。ご説明があると回答を行いやすいと感じました。解説の書類と資料1-6を両方読み込むことが大変でした。ただ事務局のご負担が感えると全委員への読み上げが大変だとは思いますが、Youtubeなどクラウド動画サービスを使い、読み上げ原稿の提供を並行してさせていただきませんか。</p>	<p>今後も対面方式ではない方法により会議を開催する際には、課題として検討いたします。</p>
39	<p>(イ) 意見書の提出方法について。手書きでの意見書を作成することは、私としてはあまりないので、メールでの提出も可能としていただきたいです。といいますのも、事務局が改めて文字入力するお手間を考えると、テキストデータでお渡しすることがよいのかなと感じたためです。ご検討をお願いします。</p>	<p>今後も対面方式ではない方法により会議を開催する際には、可能となるよう調整いたします。</p>
40	<p>避難行動要支援者一覧表を使って民生委員さんが電話をしたようですが、校区自治連、福祉委員会、自主防災、民生委員とが一覧表を持っています。電話等をする場合は、4団体と話し合いの上、電話すべきではないのですか。地域のことを皆で守っていくべきだと思います。また、一覧表を使わなくても、お元気ですか訪問を使えばよいのではないかと思います。</p>	<p>ご意見いただき、ありがとうございます。 「地域のことを皆で守っていくべき」との言葉に強く感銘を受けました。 ご指摘いただいた点につきましては、関係者で共有させていただき、今後の一覧表の活用や取組の参考とさせていただきます。</p>
41	<p>日常生活圏域コーディネーターについて、一番校区と密接に関わっている方が抜けているという事は、校区としても不利益で区事務所としても他の方の負担が大きくなると思います。地域福祉活動においてなくてはならない方だと思います。</p>	<p>日常生活圏域コーディネーターについては、安定的な配置に向け、委託先である社会福祉協議会と調整・相談を行います。</p>
42	<p>福祉避難所では一人あたり概ね2～4㎡を確保する必要があるとのことですが、体育館等では多くの方に避難していただくこともできず、避難所の確保も大変だと思います。公園の防災ベンチ等を設置していただくことで、車で過ごす方にとっては、プライバシーが保てる等のよい点があると思います。</p>	<p>ご意見について関係者で共有します。要配慮者に対する避難方法・避難支援については、災害の種類やハザードマップにおける情報等を踏まえ、引き続き取組を検討します。</p>
43	<p>資料1について 多機関協働事業について、先進事例なども参考にしつつ、早急に、具体的なイメージや方向性を提示してほしい。</p>	<p>ご意見いただき、ありがとうございます。 これまでいくつかの市町村において、モデル事業を実施した事例があり、国資料において例示されていますので、参考にご提示いたします。 また、令和3年度において重層的支援体制整備事業への移行準備として国が示す事業を実施し、多機関協働事業の実施方法等について検討する予定です。また平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍活躍プラン」で示されているように、令和7（2025）年までに相談支援体制が展開できるよう検討を進めます。</p>
44	<p>資料2について 依存症対策について、先進事例なども参考にしつつ、早急に、具体的なイメージや方向性を提示してほしい。</p>	<p>依存症対策については、庁内連絡会や懇話会が組織され、関連事業や取組の状況に関する情報共有が行われています。今年度は市民意識調査を実施しており、その内容も踏まえて令和3年度に「堺市依存症地域支援計画」を作成し、令和4年度から取組を進めていく予定としております。 参考URL (<a href="https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shingikai/kenkofukushikyoku/kenkobu/izon_konwakai/index.html">https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shingikai/kenkofukushikyoku/kenkobu/izon_konwakai/index.html</a>)</p>

45	<p>資料3について</p> <p>日常生活圏域コーディネーターは、居場所づくりや地域福祉活動への支援だけでなく、複合的な課題のある相談事例についての調整や多機関協働におけるつなぎ役(コーディネーター)も期待されているが、令和2年4月から全区に配置された日常生活圏域コーディネーターが実際に果たしている役割はどうか。また、今後期待される役割はどのようなものか。</p>	<p>今年度については、資料3にてお示しするように、新型コロナウイルス感染症の感染状況が見通せない中、各地域における福祉活動をどのように進めていくかの助言・支援を行い、また、緊急小口資金及び総合支援資金の特例対応に関して急増した相談に応じてきました。</p> <p>今後については、重層的支援体制整備を進めるうえで、引き続き実施する地域づくり支援と合わせて、複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることができない人や支援につながることに拒否的な人等を対象として行うアウトリーチ等を通じた継続的支援（社会福祉法第106条の4第2項第4号）や既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では、対応できない個別性の高いニーズを有している人等を対象として行う参加支援（社会福祉法第106条の4第2項第2号）に取り組むことが期待されています。</p>
46	<p>資料4について</p> <p>地域連携ネットワーク協議会が立ち上げられ、同協議会の事務局については権利擁護サポートセンターが担っていくものと理解しているが、同センターの従前からの業務に加えて、新たに同協議会の事務局機能も担っていくためには、同センターの体制の充実が必要であると思われる。</p> <p>「今後の課題」として、同センターの機能と体制の充実が掲げられているが、同センターの従前からの業務だけでも相当の業務量であり、そこに新たな機能を同センターに担当させるためには、同センターの体制の充実が喫緊の課題であると思われる。</p>	<p>権利擁護サポートセンターにおける相談支援の体制については、従前から課題であると指摘いただいています。今後の展開についても、権利擁護サポートセンターの体制検討と合わせて進めていくものと認識しています。</p>
47	<p>スライド5の包括的な相談支援体制の構築の中で、事業としてはそれぞれで目標に向かって活動、展開してきているが、横の繋がりがまだまだ薄いように思う。</p> <p>「包括的相談支援事業」内でも高齢一障害一子ども一困窮者と個別支援での連携に留まっている。障害者の包括的な相談支援を行う機関として各分野の連携を意識し、また、地域づくり事業の他分野との連携などにも注視していきたいと感じた。</p>	<p>ご意見いただき、ありがとうございます。</p> <p>ご意見を踏まえ、包括的な相談支援体制の構築に向けた検討や取組を進めていきます。</p>
48	<p>スライド29の堺支援学校の学生向けに取り組んでいる防災訓練の授業は、自治推進課の参加は中止になりましたが、出前講座を教諭へレクチャーいただき、避難所の物品(段ボールベッド等)を貸してもらった形で3/2に実施予定です。</p> <p>当日の様子は、基幹相談支援センターを通じて報告をしたいと考えています。</p>	<p>情報提供いただき、ありがとうございます。</p> <p>ご報告いただく内容については、関係者で共有させていただき、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

49	<p>・包括的な相談支援体制の構築について</p> <p>重層的支援体制の整備について、包括的な相談窓口となり、支援対象者を担当部署につなげる役割は、各地域包括支援センター等が良いと思います。</p> <p>例えば、「生活困窮」が入口となった相談について、すてっぷ堺を案内したところ、困窮の事由が多重債務であることに加え、その要因が、本人が精神疾患によるものであると判明した場合、更に継続支援として権利擁護サポートセンター等に繋ぐ、という事例があります。このように、相談受付窓口から担当部署をつなぐ矢印が一方だけでなく、多方向に向かっていく仕組みや統括する部署、窓口から終局に至るまでの情報集約の方法について、具体化していく必要があると考えます。</p> <p>特に「個人情報共有に関するルール」については、上述の多(双)方向での連携、情報の統括に必要であると思いますので、早急な対応が求められます。</p>	<p>ご意見いただき、ありがとうございます。</p> <p>ご意見を踏まえ、包括的な相談支援体制の構築に向けた検討や取組を進めていきます。</p> <p>また、支援における情報共有は、本人同意が原則となりますが、各分野別法における守秘義務の範囲において共有されてきました。ただし、各分野を横断した共有のあり方については、生活困窮者自立支援法第9条第1項に「支援会議」が示され、今後どのように運用していくかが課題となっていますので、引き続き検討します。</p>
50	<p>・権利擁護の推進に関する取組について</p> <p>地域連携ネットワーク協議会の構成員についても報告してください。</p>	<p>本協議会につきましては、従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、司法も含めた連携の仕組みを構築する必要があることから、市及び権利擁護サポートセンターの参加を基本とし、(1)保健・医療・福祉関係者・機関、(2)司法関係者・機関、(3)学識経験を有する者で構成されています。</p>
51	<p>・権利擁護の推進に関する取組について</p> <p>また、支援者のための成年後見制度に関するハンドブックを作成いただけたのは良いと思います。配布先及びその方法、活用の仕方についても報告いただきたいと思います。本ハンドブックを用いての研修も必要であり、対象者に関して、包括的な相談支援体制における窓口になるような機関の相談員は必須とする等していただければと思います。</p>	<p>支援者のための成年後見制度に関するハンドブックにつきましては、現在も内容の整理等を行っており、発行には至っていませんが、広く利用していただけるように関係機関への周知を図ります。</p> <p>また、研修機会での積極的な活用につきましても、検討します。</p>
52	<p>・権利擁護の推進に関する取組について</p> <p>かねてより申しあげているところですが、権利擁護サポートセンターにおける人員の増員が課題であると思います。中核機関となっていますので、是非よろしく願います。</p>	<p>権利擁護サポートセンターにおける相談支援の体制については、従前から課題であると指摘いただいています。中核機関としての展開についても、体制検討と合わせて進めていくものと認識しています。</p>
53	<p>「堺市子ども・若者支援地域協議会」の各機関から、学校等に出でこない、機関も訪問等が十分にできないことから、子どもや若者に会えなくなった等の意見があり、閉ざされた人間関係の中で親子共にしんどい状況が感じられます。</p> <p>堺市ユースサポートセンターでは新規相談が増え、対応に追われている中でも、少しでも早期に相談につながるよう、今年度は中学3年生全員に相談の案内チラシを配布しました。</p> <p>また、包括的な支援が必要な世帯の困りごとの背景には、本人や家族の障害（知的障害、精神障害、発達障害等）が関係していることもあると思いますので、「障害福祉」という分野の支援内容や技術、知識が、さらに一般化されていくと良いなと感じます。</p>	<p>ご意見いただき、ありがとうございます。</p> <p>お示しいただきました、分野におけるケースワーク手法等の共有については、本計画42ページの「①包括的な相談支援の充実と人材育成（包括的な相談支援の充実に向けた人材育成）」や同44ページの「①包括的な支援のための協働体制の構築（資源や経験の蓄積と共有）」に関する内容も踏まえ、継続して検討していきます。</p>

54	<p>・包括的な相談支援体制の構築</p> <p>包括的な相談支援体制の構築には支援する地域の方々や、関係諸機関との連携が必要です。しかし、児童、障害、高齢等の各相談機関それぞれの情報取扱ルールが違っており、それが障害となって円滑な連携が阻害されています。新たな連携事業の推進も必要ですが、まずは相談支援体制の根幹をなす関係諸機関との情報伝達ルールを作っていく必要を強く感じます。</p>	<p>ご意見いただき、ありがとうございます。</p> <p>情報共有のあり方については、ご意見のとおり、これまで各分野における守秘義務の範囲において共有されてきました。各分野を横断した共有のあり方については、生活困窮者自立支援法第9条第1項に「支援会議」が示され、今後、本市としてどのように運用していくかが課題となっていますので、引き続き検討します。</p>
55	<p>・更生支援の推進に関する取組</p> <p>これまでの取組は、保護司会の広報支援が中心になっているように思います。これからは、先んじて推進に取り組んでいる保護司会の意見を吸い上げて団体の支援を行うとともに、堺市が主となった取組の実施を求めます。</p>	<p>更生支援に関しては、様々な関係機関・者の方々から、ご意見を賜りながら、取組について推進・検討します。</p>
56	<p>・多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援について</p> <p>新型コロナウイルスの流行により、地域活動が制限されている中で、新たな地域活動のあり方を模索されているのは素晴らしいことと思います。これまで、IT技術と関係のなかった人も、電話のように日常的なツールへと変化して、使用していくようになると思います。その変化が大きくなるようにこれからも支援してもらえればと思います。</p>	<p>ICTの活用については、模索しながらではありますが、その可能性・必要性を含め引き続き検討します。</p>
57	<p>・災害への備えについて</p> <p>新型コロナウイルスの流行で、これまでの方法では災害支援ができない可能性が出てきました。あわせて、感染の恐怖から支援に名乗り出る施設や個人の方が減っているようにも思います。これらの方々に関わってもらえなければ、地域の備えは弱くなってしまいます。感染に配慮した災害救助方法の模索と広報は、引き続き取り組んでいただければと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、社会福祉協議会とも情報共有の上、今後の取組を検討・推進します。</p>